

## 中川・綾瀬川流域治水協議会（仮称）の設立趣旨について

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

## 中川・綾瀬川流域治水協議会（仮称） 規約（案）

（設置）

第1条 「中川・綾瀬川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、中川・綾瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 中川・綾瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年 月 日から施行する。

## 中川・綾瀬川流域治水協議会(仮称)構成員

組織名	所属・職名
茨城県	土木部 河川課長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長 下水道局 下水道事業課長
東京都	都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長 建設局 河川部 計画課長 建設局 河川部 防災課長 下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長
五霞町	五霞町長
さいたま市	さいたま市長
熊谷市	熊谷市長
川口市	川口市長
行田市	行田市長
加須市	加須市長
春日部市	春日部市長
羽生市	羽生市長
鴻巣市	鴻巣市長
上尾市	上尾市長
草加市	草加市長
越谷市	越谷市長
桶川市	桶川市長
久喜市	久喜市長
北本市	北本市長
八潮市	八潮市長
三郷市	三郷市長
蓮田市	蓮田市長
幸手市	幸手市長
吉川市	吉川市長
白岡市	白岡市長
伊奈町	伊奈町長
宮代町	宮代町長
杉戸町	杉戸町長
松伏町	松伏町長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	事務所長

# 協議会での実施事項と今後の進め方について

## 【実施事項】

- 流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。等

## 【今後の進め方】

8月25日

### 協議会設置

- ・ 流域治水プロジェクトとは
- ・ 協議会での実施事項、進め方等
- ・ 流域対策の共有と取組について 等

9月中（予定）

### 流域治水プロジェクト(案) 公表

- ・ 国・県管理区間における「河川に関する対策」を図示
- ・ 「流域に関する対策」(案)の記載
- ・ 「避難・水防に関する対策」(案)の記載 等

※協議会は適宜開催

- ・ 検討している流域に関する対策を適宜反映

令和3年3月  
(予定)

### 流域治水プロジェクト(最終版) 公表

- ・ 「河川に関する対策」「流域に関する対策」「避難・水防等に関する対策」のとりまとめ。